第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項第二号イ⑷中「第六十四条第一項第一号において同じ。」を削る。

第十九条の十六第一項中「又は留学」を「、留学又は研修」に改める。

第二十条第七項及び第四十四条第二項中「又は技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）」を削る。

第六十三条から第六十六条までを削る。

別表第二技能実習の項下欄第一号中「一年又は六月」を「一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」に改め、同欄第二号中「又はロ」を「若しくはロ又は第三号イ若しくはロ」に、「一年」を「二年」に改める。

別表第三技能実習の項の下欄を次のように改める。

一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

三　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合

イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）

四　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合

イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）

五　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行おうとする場合

イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）

六　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合

イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）

別表第三研修の項下欄第四号中「研修指導員」を「指導を行う職員」に改め、同欄第五号中「送出し機関」の下に「（申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関をいう。）」を加える。

別表第三の四の一の表中「又は技能」を「、技能又は研修」に改める。

別表第三の五技能実習の項の下欄を次のように改める。

年間の収入及び納税額に関する証明書

別表第四法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）の項の下欄第一号中「第一号イ」の下に「、第二号イ又は第三号イ」を加え、「実習実施機関」を「企業単独型実習実施者」に改め、同欄第二号中「第一号ロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加える。